

届出修理事業者報告書提出要領

1 報告書記入上の注意事項について

- (1) 報告書には前年度4月1日から3月31日までの修理実績を記入してください。実績がない場合は、「0」と記入してください。
- (2) 報告者は、法人の場合は代表者となります。(代表者印の押印は不要)
- (3) 「事業の区分」の欄には、別添1の事業区分一覧表を参照し、事業区分の略称を記入してください。複数にまたがる場合はすべて記入してください。
- (4) 「届出の年月日」の欄には、旧計量法時の登録事業者の場合は、「平成5年11月1日」と記入してください。それ以降の届出の場合は、実際に届出を行った年月日を記入してください。
- (5) 「特定計量器の種類」の欄には、特定計量器分類表を参照し、特定計量器の種類を記入してください。
- (6) 「修理個数」の欄には、検定の受検の有無に関わらず、修理を行った計量器の数をすべて記入してください。
- (7) 事業所が複数ある場合は、事業所別の内訳を所定の欄に記入してください。